

## 都市景観形成マスタープランの見直しのスケジュール

### 1. 審議会意見の聴取

豊中市都市景観条例により、都市景観形成マスタープランを変更しようとするときは、あらかじめ豊中市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聞くこととなっている。

\*今回は景観計画（計画編第8章）の変更は無いため、都市計画審議会への意見聴取は行わない。

### 2. スケジュール

#### ○令和5年11月10日 第1回都市景観・屋外広告物審議会

- 10年間の取り組みの報告
- 素案（案）の説明
- 質疑、意見、応答



#### ○令和5年11月末 素案確定



#### ○令和5年12月4日～25日 パブリックコメント



#### ○令和6年1月末 案確定



#### ○令和6年2月8日 第2回都市景観・屋外広告物審議会

- 質問（委員への事前説明時に提出）
- 案の説明
  - ・第1回審議会の意見と対応の説明
  - ・パブリックコメントの意見と対応の説明
- 答申



#### ○令和6年2月末 計画改定・公表

(参考) 豊中市都市景観条例抜粋

(基本計画の策定)

第5条 市長は、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、豊中市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(景観計画の策定)

第6条 市長は、基本計画に即して、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、豊中市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聽かなければならない。

3 前項の規定による手続は、法第9条第2項の規定により豊中市都市計画審議会の意見を聞く前に行うものとする。

4 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

5 市長は、法第11条の規定により計画提案(同条第3項に規定する計画提案をいう。)が行われた場合において、法第14条第2項の規定により豊中市都市計画審議会の意見を聴くときは、あらかじめ、豊中市都市景観・屋外広告物審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聽かなければならない。